

令和8年度三戸町習い事応援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 町は、子どもの習い事に係る費用の一部を補助することにより、保護者の経済的負担を軽減し、もって児童生徒の学力や学習意欲、個性や才能を伸ばす機会を等しく提供するため、令和8年度の予算の範囲内において、三戸町習い事応援補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、三戸町補助金の交付に関する規則（昭和52年三戸町規則第7号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 児童生徒 小学校及び中学校（特別支援学校の小学部及び中学部等を含む。）に在籍する児童生徒をいう。
- (2) 習い事 義務教育である学校外での、学習・スポーツ・芸術・文化などの特定の技術や能力を習得することを目的とした活動（オンライン教育を含む。）のことをいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、習い事を行う児童生徒の保護者であって、町内に住所を有する者とする。

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、当該年度の4月から3月までの期間における児童生徒の習い事に係る費用（授業料、お稽古料等）とする。ただし、補助対象者が年度の途中で転出した場合は、転出日の属する月の前月までの期間を補助対象とする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助対象経費の額とする。ただし、児童生徒1人につき、1か月当たり3千円を限度とする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、三戸町習い事応援補助金交付申請書（様式第1号）に必要書類を添えて、町長に提出するものとする。

(補助金の交付決定)

第7条 町長は、前条の規定による申請があったときは、当該申請に係る書類の内容を審査し、適正と認めるときは、三戸町習い事応援補助金交付決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

（交付決定の取消し）

第8条 町長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部または一部を取り消すことができる。

- （1）申請書の内容に偽りその他不正があると認められたとき
- （2）その他町長が補助金の交付が不相当と認めたとき

（申請内容等の変更）

第9条 補助金の交付の決定を受けた者は、第6条に規定する申請書の内容に変更（ただし、補助金の額の増額を伴わない変更は除く。）が生じたときは、速やかに三戸町習い事応援補助金変更交付承認申請書（様式第3号）を町長に提出し、その承認を得なければならない。

2 町長は、前項の規定による申請があったときは、書類の内容を審査し、変更の承認の可否を決定し、三戸町習い事応援補助金交付決定変更通知書（様式第4号）により、申請者に通知するものとする。

（補助金の交付の請求）

第10条 補助金の交付の決定を受けた者は、補助金の交付を受けようとするときは、習い事の利用を終了した日から起算して30日を経過した日又は令和9年4月15日のいずれか早い日までに、三戸町習い事応援補助金交付請求書（様式第5号）に各月の習い事に係る費用（授業料、お稽古料等）の金額、児童生徒名、保護者名及び習い事の名称が確認できる領収書その他の書類を添えて町長に提出しなければならない。

（補助金の額の確定及び交付）

第11条 町長は、前条の規定による請求があったときは、書類の内容を審査し、交付すべき補助金の額が確定したときは、当該請求をした者に三戸町習い事応援補助金交付額確定通知書（様式第6号）により通知するものとするとともに、補助金を当該者が指定する金融機関の口座に振り込むものとする。

（その他）

第12条 この要綱及び規則に定めるもののほか、補助金交付に関して必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月16日から施行し、令和8年4月1日から適用する。